

# 令和7年度富山県会計年度任用職員(女性相談支援員)募集案内

令和7年2月12日

## 1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容
女性相談支援員	1名	1 相談業務(来所相談、電話相談、巡回相談) 2 ケースワーク 3 同行支援 4 その他所属長が定める業務

## 2 勤務先

- ① 富山県子ども総合サポートプラザ(月・水・土曜日)
- ② 富山県女性相談支援センター(木曜日)

## 3 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 富山県職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 5 試験・合格発表

### (1) 試験の日程等

	試験日及び試験会場	内容
面接試験	申込者に別途連絡します。	主として人柄等についての個人面談

### (2) 合格発表

選考後、電話で通知します。

## 6 勤務条件(予定)

### (1) 勤務時間等

- ・勤務日 月・水・木・土曜日 週4日勤務
  - ・勤務時間(1回7時間15分、週29時間)
    - ① 月・水・土曜日(午前10時から午後6時15分まで)
    - ② 木曜日(午前9時から午後5時15分まで)
  - ・休憩時間 正午から午後1時まで
- ※業務の都合により、勤務時間の繰り上げまたは繰り下げをすることがあります。

- (2) 報酬 時間額 1,630 円
- (3) 諸手当 期末手当、勤勉手当
- (4) 費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道 2 キロ以上の場合(徒歩通勤の場合を除く)に支給します。
- (5) 社会保険等関連 地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 対象
- (6) 休暇  
・年次有給休暇 採用日から 6 か月間継続勤務し、所定労働日の 8 割以上勤務した場合に付与  
・特別休暇等 忌引、夏期休暇等

## 7 申込手続

- (1) 申込先及び問い合わせ先  
富山県女性相談支援センター (TEL 076-465-6722)  
※ 申込先は、お問い合わせの際にお伝えいたします。
- (2) 申込方法  
次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員(女性相談支援員)申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県女性相談支援センターに提出してください。  
・履歴書 1 通  
(市販の JIS 規格の様式で、最近 3 か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの)
- (3) 受付期間  
令和 7 年 2 月 28 日(金)まで  
・郵送による申し込みは令和 7 年 2 月 28 日(金)必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。  
・持参される場合の受付時間は、原則午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時 15 分までです(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

## 8 その他

- (1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第 32 条)
  - ② 信用失墜行為の禁止(同法第 33 条)
  - ③ 秘密を守る義務(同法第 34 条)
  - ④ 職務に専念する義務(同法第 35 条)
  - ⑤ 政治的行為の制限(同法第 36 条)
  - ⑥ 争議行為等の禁止(同法第 37 条)
- (2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。(合格者あてに別途通知します。)
- (3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員(任期の定めのない職員)への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和 7 年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。